

【研究報告】

東京都公文書館の歴史

文書疎開から30年公開まで

元東京都公文書館 史料編さん係
白石 弘之

はじめに

東京都公文書館は、昭和43年（1968）10月1日、設置された。

設置の根拠規定は、東京都組織規程（東京都規則第164号）^{※1}と東京都公文書館処務規程（東京都訓令甲第197号）である。

全国の類縁機関のなかには、条例設置による「公の施設」が多いが、東京都公文書館は、総務局総務部の内部組織、1課3係の3級事業所であり、知事部局（一部行政委員会も含む）を対象とする文書管理事務の最終施設、長期（永久）保存文書と歴史的に重要な有期保存文書を引継ぎ、保存し、公開する施設として位置づけられている。

所蔵する公文書は、大別すると以下のとおりである。

東京府文書（明治元年～昭和18年）

東京市文書（明治22年～昭和18年）

東京都文書（昭和18年～現在）

これ以外に、図書印刷物その他古文書等を所蔵公開しているが、今それにはふれない。

東京府文書と東京市文書は、東京都の前身である東京府と東京市が、それぞれ作成又は取得した文書等であり、昭和18年（1943）7月1日、東京都制（法律第89号）の施行とともに、東京都に引継がれたものである。^{※2}

東京府は、大体現在の東京都域を区域として設置されていた行政組織で、国の行政区画であると同時に、広域的地方公共団体でもあった。一方、東京市は、現在の区部23区を範囲とした基礎的地方公共団体であった。

東京都文書は、昭和18年7月1日、東京都制という法律により、それまでの東京府と東京市を廃して、あらたに東京府の区域に東京都を設置して以来、東京都が作成又は取得した文書等をいう。ただし、先にのべたように、東京都公文書館の守備範囲は、知事部局と一部行政委員会（労働委員会と収用委員会）に限定されているから、東京都文書といっても、教育委員会（教育庁）や公安委員会（警視庁）などの行政委員・行政委員会と公営企業局（交通局・水道局・下水道局）、さらには東京消防庁が作成又は取得した文書等は引継ぎ対象にふくまれない。また議決機関である都議会（議会局）の文書も東京都公文書館の収集範囲外である。

さて、市町村長の決裁印のある起案文書を都道府県庁の公文書館が保存することは、両者のあいだに保存委託契約でも結んでいるならともかく、通常はありえない。それは、たとえて言えば、お隣の神奈川県立公文書館が、横浜市が作成又は取得した文書等を引継ぎ保存しているようなもので、理論上ありえないことである。^{※3}

その意味からいえば、現在、広域的地方公共団体である東京都の公文書館が、かつて基礎的地方公共団体であった東京市文書を保存しているということは、他の類縁機関には例をみない特異な事例といえるだろう。

これは、昭和18年（1943）7月1日に起った地方制度改正上の特段の事情、すなわち東京都制（昭和18年6月1日、法律第89号）の制定による東京都の誕生という事態に起因している。首都（当時は帝都といった）における基礎的地方公共団体である東京市を解体し、国に直結するあらたなる首都制度を創出したという意味で、この改正はわが国地方制度史上に画期的な意味をもったが、それはともかく、東京都の誕生によって設置された東京都庁という役所はゼロから作られたものではない。それまでの東京府庁と東京市役所が合併統合してできたものである。その過程で、二つの役所がそれぞれ管理していた文書群は、新設の都庁長官官房文書課に引継がれ、それがめぐりめぐって今日東京都公文書館の管理下におかれているのである。^{※4}

しかし、これらの文書群が、東京都公文書館の書庫に収納されるまでの道のりは、決して安穏で平坦なものではなかった。

太平洋戦争末期の文書疎開、それに先立つ大量の文書廃棄、疎開先での空襲による大量の文書の焼失、戦後の疎開先からの文書復帰、さらには昭和30年代における書庫不足に起因する文書集中管理方式の行き詰まりなど、東京都の文書管理上からみて「波乱万丈」ともいえる歴史が横たわっていたのである。

本稿では、東京都公文書館の歴史のそもそもの始まりが、太平洋戦争末期の文書疎開にあるととらえ、公文書館設置から30年経過文書の公開にいたるまでの過程をたどってみることにする。

参考にした資料の主なものは、以下のとおりである。

都政史料館事業概要

東京都公文書館要覧

東京都公文書館年報

東京都職員名簿

東京都公報

川崎メモ（仮題、未定稿）

公文書館建設説明資料（文書課、昭和41年2月4日）

川崎メモとあるのは仮のタイトルで、昭和9年（1934）東京市に奉職して以来、太平洋戦争をはさんで半世紀余り、東京市史稿をはじめとする史料編さん業務と公文書保存業務の二つながらに深くかかわってきた川崎房五郎の未定稿の回想録である。

1 文書疎開から文書復帰まで 1944～1946年

昭和18年9月21日、太平洋戦争の戦局悪化にともなうさしせまった空襲の危機に対して、政府は、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」を閣議決定し、戦争継続のため、官庁や工

れておらず、したがって、この時疎開の対象となった文書は、昭和18年（1943）7月1日、東京都成立とともに、新設の都庁に引き継がれた東京府庁及び東京市役所の文書、いわゆる東京府文書と東京市文書であったということである。

また、念のため言うならば、当時都庁舎は、丸の内（現在、国際フォーラムとなっている場所）にあった。現在の新宿庁舎は平成4年（1992）に丸の内から移転したものである。

文書庫の疎開に先だって大規模な文書整理＝文書廃棄が実施された。

昭和18年（1943）12月22日に決定をみた「文庫疎開計画」によれば、東京府庁と東京市役所から引き継いだ16万冊の公文書のうち、疎開前整理として廃棄又は移管するもの6万2000冊。残りの10万冊（9万5000冊か）が疎開対象とされた。^{*6}

廃棄文書の中には、明治時代の東京府文書（人事関係その他を除く）約1万冊が含まれていた。

東京市役所時代以来、編年体の資料集である『東京市史稿』の編さんに従事していた市史編纂室（通称である。以下、しばらくはこの通称にしたがう。）のスタッフは、都庁成立後は、長官官房文書課庶務係に属して、文書課京橋分室（都立京橋図書館内）で執務していたが、廃棄処分にするため庁舎内に野積みされたこれら文書群を目撃し、「歴史資料」としてもらい、本来の文庫疎開計画とは別に、埼玉県騎西町の農家の米蔵（石造り）を借り上げ、疎開を実施したのである。

現在、公文書館書庫に収蔵する文書のうち、図2に掲げる文書群（公文書館請求番号604～633）がそれである。



図2：「歴史資料」として埼玉県騎西町へ疎開した文書群

（請求番号604～633）

一方、疎開対象とされた行政文書10万冊（9万5000冊か）の疎開先は2か所。四谷にある元教育研修所（四谷文庫、四谷区若葉町所在）と渋谷区若木町の防衛局倉庫（若木町文庫）があてられた。行政文書の疎開は、文書課文書係文書保存班が担当した。

内訳は

四谷文庫	23,000冊
旧町村公文書	9,000冊
旧府人事課文書	1,000冊
旧市一種文書（除証憑）	13,000冊
若木町文庫	72,000冊
旧復興事業局文書	13,000冊
旧府文書（除人事課）	28,000冊
旧市二種文書	27,000冊
旧市証憑書	5,000冊

後にのべるように疎開先の若木町文庫に直撃弾を受け焼失するなどして数は相当減ったが、現在書庫に収蔵する文書のうち、図3に掲げる文書群（公文書館請求番号 601～603、301～327）がそれである。



図3：四谷区若葉町（四谷文庫）渋谷区若木町（若木町文庫）へ疎開した文書群
（請求番号 601～603、301～327）

昭和20年、空襲の激化にともない、疎開した文書のより安全な地域への再疎開が計画され、東京都防衛局が都民の衣類疎開用に借り上げていた南多摩郡由木村玉菊造酒店の酒蔵（さかぐら）に再疎開を行うこととなった。しかし作業がまだ完了しない昭和20年5月、山の手大空襲によって若木町倉庫に直撃弾を受け、2万冊とも4万冊ともいわれる文書が焼失してしまった。^{※7}

戦後の文書復帰は、GHQの指令^{※8}によって実施された。GHQは復帰文書の受け入れ施設として、各官庁に対して「中央保存所」を設置することを指示したが、東京都では、奇跡的に空襲による焼失をまぬかれた文書課四谷分室（四谷文庫、四谷区若葉町、現在の新宿区若葉3丁目）を「中央保存所」に指定して、文書復帰をおこなった。

その結果、文書課文書係が南多摩へ再疎開した文書はもちろん、市史編纂室が、埼玉県騎西町へ独自に疎開していた明治期東京府文書や、さらに建設局が所管する駒込六義園内の土蔵に疎開していた『東京市史稿』の原稿その他貴重古文書類もすべてこの四谷分室に復帰してきたのである。

東京府文書のうち、埼玉県騎西町へ疎開した明治期東京府文書1万冊は、本来ならば、市史編纂室があった文書課京橋分室へ復帰すべきものであったし、四谷文庫と若木町文庫へ疎開し、さらに南多摩へ再疎開した行政文書群は、本庁舎である丸の内庁舎へ復帰すべきものであった。

もしそうなら、前者は、都庁の文書管理システムとは完全に切り離された歴史資料として、その後、この文書群を中核とする古文書館として独自の発展をとげていたかもしれない。また後者は、丸の内庁舎の文書庫へ復帰した後、昭和20年代から30年代にかけての深刻な書庫スペース不足から、その大部分が不用として廃棄の運命にさらされていた可能性が極めて高かったといえるだろう。

幸か不幸か、アメリカ軍による東京空襲は徹底していて、数万冊の文書や古文書を収容することが可能な施設は、都内にはいくつも残っていなかった。都庁丸の内本庁舎も昭和20年3月10日の大空襲で焼失しており、そのことが、奇跡的に焼け残った四谷分室を中央保存所とし、疎開から復帰した書類を一括保存させることになったのである。

2 文書課四谷分室から都政史料館へ

(1) 戦時の異例な勤務体制と文書課四谷分室

昭和19年(1944)の文書疎開で注目すべきことは、四谷文庫が設置された文書課四谷分室に、丸の内庁舎から文書課文書係文書保存班が移転してくると同時に、同じく文書課京橋分室(都立京橋図書館内)にあった市史編纂室が、庁舎疎開の一環として移転してきたことである。

書庫管理を担当する文書保存班が、書庫とともに移転してくるのは当然であるが、市史編纂室は、疎開先に困ったあげく、偶然のことから四谷分室へ転がりこんできたものである。^{※9}

東京市における修史事業は、明治30年代からはじまっている。^{※10}『東京市史稿』という編年体の資料集を中心とした修史事業の所管は、時代によって変遷はあるが、一貫して市長部局の中核(内局、庶務課、文書課)に属していた。それは東京市が解体され、東京都に吸収された昭和18年7月以降も同様であって、市史編纂室は引き続き長官官房文書課庶務係に属していたのである。^{※11}

しかし、同じ文書課とはいっても、庶務係は「企画調査」を主管する係であり、「文書管理事務」を所管する文書係とはまったく没交渉であった。

市史編纂室の修史事務と文書課文書係の文書管理事務の間に関係が生じたのは、昭和19年の文書疎開・庁舎疎開によって、市史編纂室が、文書係文書保存班と同じ屋根の下で執務することになってからである。

同じ屋根の下で執務するようになったからといって、普通、仕事上の関係は生じない。せいぜい個人的に顔なじみになるぐらいが関の山である。しかし、戦争も末期に近づくにつれ、文書保存班の職員の多くが大量の記録文書を残して応召または徴用されると、残された市史編纂室の職員が代って文書保存管理業務に当らざるを得なくなるという事態が生じた。まさに「戦時の異例の勤務体制」^{※12}である。

昭和20年にはいって実施された、四谷文庫・若木町文庫から南多摩郡由木村への文書の再疎開も、米軍戦闘機による機銃掃射の危険をおかしつつ、市史編纂室のスタッフによって行われたことが川崎メモにみえる。

こうした「戦時の異例の勤務体制」は、戦後にもちこされ、昭和21年（1946）、疎開先から四谷分室への文書の復帰とその後の文書整理・保存管理も、もっぱら市史編纂室のスタッフによって行われた。

昭和25、26、27年の東京都職員名簿をみると、当時、市史編纂室の中堅スタッフであった鷹見安二郎と川崎房五郎は、文書課文書係に所属する事務吏員となっている。

市史編纂室の中心事業であった『東京市史稿』の編さんは昭和18年（1943）3月「市街篇第三十八」の刊行を最後に中断しており、両名は組織的には、文書課文書係の書庫管理要員として位置づけられていたことがわかる。

彼らは、疎開先（南多摩郡由木村、埼玉県騎西町、駒込六義園。図1参照）からの文書復帰を終えると、3年余の年月をかけて疎開史料、記録類の整理、新目録の作成に従事した。この時期刊行された目録に以下の2冊がある。

資料図書仮目録1 昭和26年10月（謄写印刷）

資料図書仮目録2 昭和27年3月（謄写印刷）

仮目録1は、市史編纂室が収集保存した古文書、参考図書類であり、和装本・洋装本・地図の三部に大別された目録となっている。仮目録2は、市史編纂室が、昭和19年の文書疎開の際、廃棄文書のなかから歴史資料としてもらいうけ、埼玉県騎西町に疎開した明治期東京府文書の目録である。

これ以外に、四谷文庫で奇跡的に空襲の惨禍を免れたり、あるいは南多摩郡由木村の再疎開先から復帰した行政文書としての明治・大正・昭和三代にわたる東京府・市文書の目録が作成されたはずであるが、詳しいことはわからない。非公開の公文書であり、公刊する計画もなかったのであろう。

復帰文書類の一応の整理が終わると、これをもとに、旺盛な史料編さん業務が再開された。中心事業である『東京市史稿』の再刊の目途はたたなかったが、むしろそれよりも、あらたに自分たちの管理下におかれた明治期東京府文書の解読分析をもとにした『東京都史紀要』等の調査報告書が、謄写印刷ながら次々と出版されたことに注目したい。

たとえば、『市区改正の端緒・銀座煉瓦街建設始末』（東京都史紀要4、昭和25年3月）や『東京開市と築地居留地』（東京都史紀要6、昭和25年11月）は、それまで錦絵や古写真類をとおして風俗史としてしかうかがい知ることのできなかつた明治初年の銀座煉瓦街の建築や築地居留地の実態を、第一級の一次資料である豊富な公文書を駆使して解き明かしたものであるが、このことは、東京の歴史に関心を持つ多くの人々に衝撃を与えると同時に、その源となった文書群への興味と関心をよびおこした。敗戦の焦土のなかから、失われた過去の東京に関する資史料の「宝の山」が忽然と出現したような気持ではなかつたかと推測される。

事実、これらの文書群は、その後、東京の近代史研究に新たな地平を切り拓く「宝の山」となったのであるが、そのために『東京都史紀要』等による積極的な情報発信が果たした役割は大きいといわざるをえない。

(2) 都政史料館の設置

昭和27年（1952）11月1日、文書課四谷分室を独立させて都政史料館が設置された（都政史料館処務規程、昭和27年11月1日、訓令甲第93号）。

都政史料館を設置する直接のきっかけとなったのは、市史編纂室の中心的事業であった編年体の資料集『東京市史稿』の刊行再開である。

市史稿の復刊は、昭和27年（1952）1月7日、渋谷区松濤にある知事公館で開かれた安井誠一郎東京都知事主宰の「都政と文化を語る座談会」において、出席者から事業を再開すべきだという熱心な意見が出され、知事がこれを容れて、いわばトップダウン方式で決定したのだといわれている。

この間の経緯について、川崎房五郎は次のように回想している。^{※13}

戦時中市史稿の刊行が中止され、戦後の状況ではとても刊行など及びもつかないものと思って、ガリ版の東京都史紀要などを出していました。ところが安井さんが都政について学識経験者として先生方を集めて意見を聞いた席上、東大の戸田先生が、東京市史稿の継続刊行を強調されたそうで、私達の知らぬうちに、来年度予算の中にいきなり市史稿一冊刊行の費用がついて来たのです。これには驚くやら感謝するやらで、全く嬉しい事でした。新しく市史稿を刊行するなら出直しの意味で「東京都史稿」と改めようという意見が本庁方面に強く、そこで名称変更の決裁文書が廻って、どんどん判がつかれ、知事の処へ廻った時、この文書が逆に戻されて来たのです。私も随分驚きましたが、飛んで行くと、安井知事は「東京市史稿」でどこが悪い、都史稿などと改める必要はない。私に考えがある、市史稿のままで出すよということでした。安井知事に東京に対する新しい構想が何かあったような話も後で聞きました。

座談会席上で安井知事に対し「あれは非常にいいものだつた。あゝいうものは都の方でもぜひ継続して出版してもらいたいものだ」^{※14}と発言して市史稿復活をすすめた「東大の戸田先生」とは、当時東京大学名誉教授だった戸田貞三氏のことだと思われる。

復刊にあたって、現場サイドが気をまわし、「東京都史稿」に名称を変更することを検討したところ、かえって知事のほうが市史稿の旧称にこだわったというエピソードも、知事の東京市への思い入れの深さをうかがわせて興味深いものがある。^{※15}

この復刊をきっかけに、文書課を中心として四谷分室を独立の施設とすべきであるという機運がもちあがり、前に述べたように、総務局総務部の3級事業所（1課2係）として都政史料館の誕生となるのであるが、このことについて、川崎メモは次のように書いている。

これをきっかけに、都庁の方でも、四谷分室を何か独自のものにしようという考えが、高まったようで、行政の資料を何でも集めて幅を広げて、東京都行政資料館にしようとか、東京市史稿編さんのために何十年と資料を集めて来た上、東京府文書が全部無事に戻って来たのだから、歴史の方へ名前を重点をおくべきだなどという話が、いろいろ文書課を中心にもち上り、ついに都政史料館とすることに決定、二十七年十一月四谷分室から、新しい気持ちで出発、翁長（翁長助俊）さんが初代都政史料館長（課長級）としてくることになったのです。

都政史料館と改称され、新館長を迎えてから、機構がすっかり改められました。係

長制度がとられ、鷹見先生（鷹見安二郎）が史料編纂の係長になられ、私や木村先生（木村 莊五）などが、その係りに入り、市史稿や史料の蒐集編さんをやる。別に庶務係（記録係の間違い。）が出来、望月（望月義郎）さんが本庁から庶務係長（記録係長）として赴任、二係で出発したのです。

私はやっと本来の仕事に戻り、東京市史稿の編さんに全力をあげることになったのです。

都政史料館は「都政に関する文書の保存及び史料の編纂」を目的とし、その分科は記録係と史料係である。

記録係の分掌事項は、庶務的事務のほかに、①保存文書の製本、保存、廃棄処分その他の整理、②保存文書その他の史料の借覧及び閲覧、とあるから、かつての文書課文書係文書保存班の機能をそのまま引き継いだものといえる。なお、ここにいる保存文書とは、戦後の都文書である「渉外部文書」など一部例外はあるが、その大部分が、行政文書としての東京府・東京市文書であった。

昭和32年（1957）4月15日、東京都訓令甲第20号で都政史料館処務規程を改正した。館の掌理事項が「都政に関する史料の編さん保存」に改められ、分科は、庶務係と史料係になった。

記録係が廃止され、かわって置かれた庶務係は、一般の庶務事務のほかに、「史料の閲覧に関する事」のみを分掌することになっている。文書管理業務の最終段階である、都文書の受け入れ、保管機関としての機能は、もっぱら本庁（文書課）で行うことになり、都政史料館は、『東京市史稿』等の修史事業を行うほかは、東京都以前に作成された、東京府・東京市文書を保存し、その一部を閲覧利用に供することを目的とした機関として位置づけられていたことがわかる。後に述べるが、都政史料館の書庫が満杯となって、もはや、都文書の受け入れ施設としての機能を果たせなくなっていることが、規定改正の要因のひとつではなかったかと考えられる。

昭和30年代にはいり、東京都の文書保管機能は、東京府・市文書と渉外部等から引き継いだごく少数の都文書を都政史料館が保管し、それ以外の都文書（昭和18年東京都成立以後、東京都が作成又は取得した文書群）は、文書課あるいは各局が保管するという、棲み分けの体制が出来上っていたといいだろう。

都政史料館	明治期東京府文書（歴史資料） *公開 明治・大正・昭和期の東京府・東京市文書（永久保存文書） *非公開 都文書（渉外部文書ほか） *非公開
文書課	都文書 *非公開

昭和34年（1959）3月5日、東京都訓令甲第5号による都政史料館処務規程の改正を行い、史料係を廃止し、主任調査員（係長級）制度を導入している。係長級（3人以内）の主任調査員と若干の補助員で史料編さん業務を実施する体制である。

3 東京都公文書館の設置

(1) 文書集中管理方式の行きづまりと公文書館建設構想

昭和18年（1943）の開庁から十数年が経過した昭和30年代になると、東京都の文書管理システムは完全に行きづまってしまった。永久保存文書が文書庫にあふれ、引き継ぎ不能になった文書が各局に滞留したのである。

文書課では、その抜本的解決策として、東京都公文書館を設置し、東京府・市文書を保存管理してきた都政史料館の機能をも吸収統合して、府・市・都の永久保存文書を一元的な管理下に置くこととした。

以下、文書課が昭和41年（1966）2月4日付で作成した「公文書館建設説明資料」（謄写印刷。以下「説明資料」という。）によって、公文書館設置にいたる過程をふりかえってみよう。

東京都で文書の集中管理方式が採用されたのは、昭和27年（1952）に制定された「東京都処務規程」にまでさかのぼる。東京都はこれによって、それまで各局においてそれぞれ別個に保存管理されていた永久保存文書を、総務局総務部文書課における一括集中管理方式のもとに移し、文書の散逸毀損を防止し、適正な管理を行い、効率的な利用に供することを旨としたのである。

しかし、集中管理に必要な肝心の書庫を十分に手当てすることが出来ず、文書課の当初の意気にもかかわらず、この試みは、当分のあいだ従来どおり永久保存文書は各局等において保存することを余儀なくされるという竜頭蛇尾の結果に終わってしまった。

その後、各局等でも保管スペースに不足を来すようになったため、昭和33年（1958）にいたって、マイクロフィルムの採用と同時に、規定どおり永久保存文書の文書課引き継ぎを開始した。

「マイクロフィルムの採用」ということは、当然のことながら、マイクロ撮影が済んだ文書は、どんどん廃棄することを前提にしている。そうすれば、書庫が小さくても、マイクロフィルムによる文書の一括集中管理が可能だと文書課は踏んだのである。これは当時都庁でもしきりにいわれた「能率促進」のスローガンにも合致するものであった。^{※16}

しかし、事態は思惑どおりには進展しなかった。「永久保存文書の引継ぎ→マイクロ撮影→撮影済み原本の廃棄→書庫スッキリ」という目論見をはばんだ原因はふたつあった。

第一は、当時まだマイクロフィルムの法的認証性が認められず、撮影後の文書を容易に廃棄することができなかったことである。^{※17}

第二は、撮影処理能力以上に文書量が多く、作業が滞り、各局に文書が滞留し、ふたたび飽和状態になっていったことである。

ここで、当時の文書収容施設とその収容能力がどのようなものであったかを見ておこう。

まず文書課の管理下にある書庫として、本庁舎（丸の内のいわゆる丹下庁舎）地下2階西側に25坪の書庫と、中央区堀留101の元中央警察署建物を転用した堀留書庫357坪の2か所がある。

堀留書庫は、昭和6年（1931）建築の鉄筋5階建てで、書庫としての有効面積は253坪だが、書架はなく、空き室をそのまま使用している状態であった。

つぎに、新宿区若葉町3の6に所在する都政史料館の275坪。建物は昭和6年建築の鉄筋4階建て、一部昭和24年（1949）に増築。書庫としての有効面積は183坪。元東京市の教育研修所で、民生局授産場として使用されていたものを転用したものである。

以上のどの施設をみても、貴重な公文書を保存するに適したものでなく、しかも、都政

史料館は（府・市文書等で）飽和状態にあり、今後の収容はほとんど望めない、と「説明資料」は結論づけている。

このように、文書課が、文書の統一的集中管理方式実現をめざして書庫の確保に悪戦苦闘していた時期、日本学術会議から国に対して「公文書の散逸防止について」の勧告が出された。昭和34年（1959）11月28日のことである。

勧告は、公文書はたんに行政上の必要性のみならず、一般学術資料としてまたは近代日本の発展過程をあとづける史料としてきわめて重要な根本資料であると指摘し、従来は単に行政上の観点からのみ保存年限が定められ、廃棄されていることに対し、抜本的に対策をたてるべく、諸外国にその例が多くみられる国立の公文書館を設置することを要望。さらに参考意見として、公文書館の設置は国だけのものではなく、司法機関や地方公共団体についても当然に考慮さるべきものとして、自治体立の公文書館の設立をも懇請していた。

国はこの勧告を受けて、昭和37年（1962）7月に国立公文書館設置についての要綱を発表し、さらに昭和40年（1965）5月には各省庁連絡会議において、昭和43年（1968）を目途に北の丸公園跡に国立公文書館を設置する構想を発表した。

東京都では、以上のような内外の経緯をふまえ、系統的な文書等の収集とあわせて効率的な利用、公開の便宜供与をめざし、総合的、統一的な公文書の管理を行うために、総務局総務部文書課の一部機能と都政史料館の機能を統合した公文書館を設置することにしたのである。

文書課の一部機能とは、文書管理上の最終段階である永久保存文書の引継ぎ保管という書庫機能のことである。すでに見てきたように、東京府・市文書（永久保存文書）の保存については、都政史料館が文書課のそれを代行してきたものであって、今回これを統合して新たに公文書館を設置し、府・市・都の永久保存文書を一元的な管理下に置くこととしたのである。

では、新たに設置する公文書館に、具体的にどのような機能をもたせようとしていたのだろうか。「説明資料」には、公文書館の機能が、以下に示す7項目の箇条書きで示されている。

- 1、永久保存文書の引継ぎをうけ分類整理し保存する。
- 2、永久保存以外の保存文書及び図書類等で廃棄決定のあったものをすべて集中し、史料として更に必要なものを収集し、その他は廃棄処分する。
- 3、その他都以外のところで作成された行政上等の資料となる刊行物等を収集し、分類整理して保存する。
- 4、各局等の作成した印刷物等を収集し分類整理する。
- 5、上記保存文書、印刷物等を行政上の資料として利用に供するとともに、学術史料として有益なものは研究者、都民等に公開し閲覧させる。
- 6、都関係記念物を収集し、保管及び展示する。
- 7、都史、行政資料集録及び目録を作成し配付する。

永久保存文書はもちろんのこと、廃棄決定のあった公文書、図書類等をすべていったん公文書館に集中し、歴史的資料として必要なものを選別収集するという、中間保管庫機能を併せ持つこと。さらに、これらの公文書印刷物等を行政利用に供するばかりでなく、研究者、都民等に公開するという、画期的な内容となっている。

そして上記の活動を担保するために、東京都公文書館の機構は、次に示すように、3課7係、定数51名からなる2級事業所として構想されていた。

- 館長（部長級）
- 庶務課（庶務係、財務係）
- 収書課（収書係、閲覧係、マイクロ製本係）
- 編さん課（都史編さん係、目録編さん係）

新庁舎は、数年間の予備調査や敷地選定ののち、港区海岸1丁目に建設することとし、昭和39年に計画を決定、40年度に敷地の整地作業と建築設計を終え、41年10月着工、43年9月に完成した。今はなき竹芝庁舎（港区海岸1-13-17。当初、職員研修所との合同庁舎であった。平成25年、竹芝地区再開発のため解体）がこれである。図4に開館当時の平面図を掲げる。

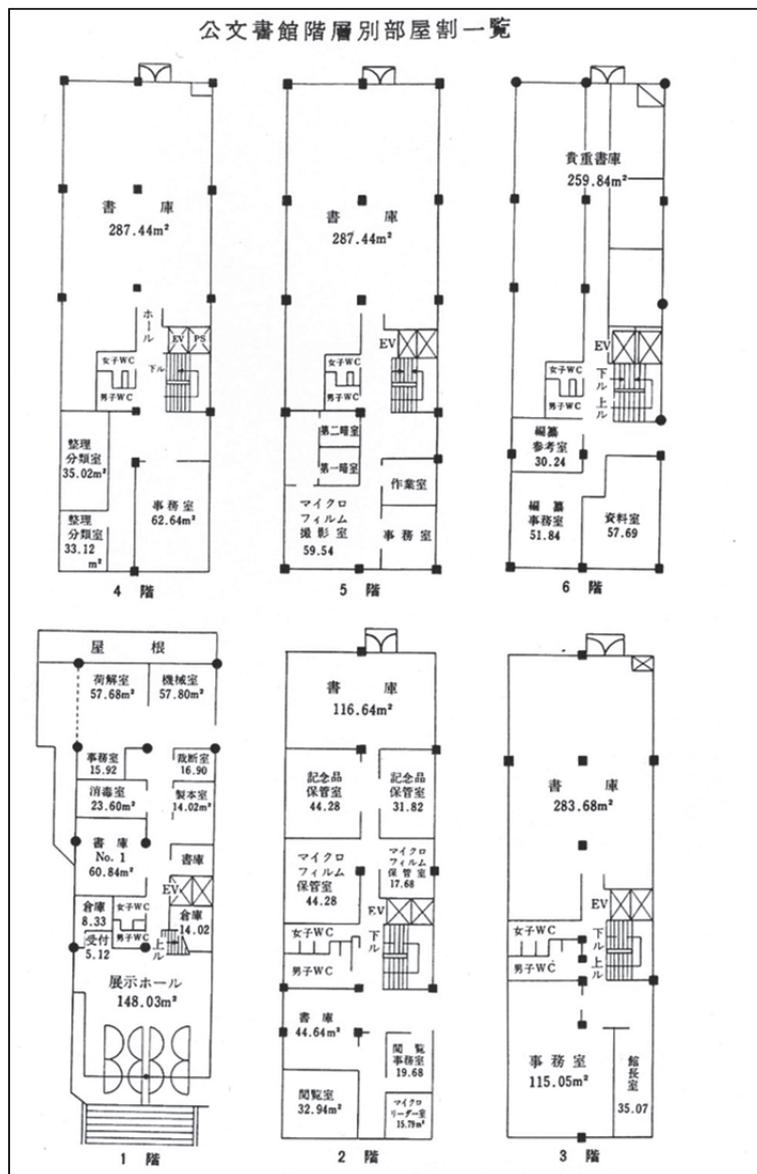


図4：開館当時の平面図（階層別部屋割一覽）

昭和45年度 東京都公文書館要覧（昭和45年10月1日）

館長室が存在すること、事務フロアの広さ、荷解室の規模などから考えて、公文書館部分の建物構造が、中間保管庫機能をもった、2級事業所構想に基づいて建築されたことは間違いのないところである。しかし、建物は2級事業所を前提として建設されたにもかかわらず、実現したのは3級事業所としての公文書館であった。

2級事業所から3級事業所への規模縮小の理由が何だったのか、いまよるべき確かな資料がないので、これ以上の言及はさける。

(2) 東京都公文書館の設置と都文書群の形成

昭和43年（1968）10月1日、東京都公文書館設置。

東京都公文書館処務規程（東京都訓令甲第197号）により、館の業務内容をみると、

- 1、公文書類及び資史料の収集、製本、保存、利用及び廃棄
- 2、公文書類及び資史料のマイクロ化
- 3、都政史料の編さん
- 4、資史料の閲覧

となっている。その分科は以下のとおりであった。

庶務係

整理閲覧係

マイクロフィルム係

史料編さん（主任調査員）

東京百年史編集係

その後、東京百年史編集係とマイクロフィルム係が廃止され、^{*18}主任調査員制も係制（史料編さん係）に改められ、1課3係体制で今日に至っている。

公文書館設置以来、精力的に、文書課管理下にある書庫及び各局に滞留する永久保存文書の引継ぎをおこなった結果、今日につながる、いわゆる「都文書」群が形成されていった。

昭和43年10月1日以降同46年8月末日までの各局からの永久保存文書引継ぎ実績^{*19}は以下のとおりである。

件数	191,447件
冊数	40,251冊
箱数	3,874箱

昭和45年度版『東京都公文書館要覧』（昭和45年10月1日）に、誕生したばかりの公文書館の意気ごみを示すものとして、次のような「決意表明」とでもいふべき文章が載せられているので紹介してみる。

当館の開設前は、文書課の書庫が飽和状態であったため、永久保存文書の引継ぎが促進できず、各局で発生した永久保存文書は、庁舎内に不完全な整理のまま保管され

ていた。

当館の開設により書庫事情は解決されたが、長年累積している永久保存文書は、各局の整理保存の状態に相違点があり、又長年の慣行から、各局の自主的な引継ぎの促進は期待できない。各局に滞留している永久保存文書を早急に当館へ受け入れ、年々発生する永久保存文書も着実に引き継ぐことにより、正常な保存管理の体系の上のせるためには、今後、当館が積極的に各局に働きかけ、指導を行う必要がある。

要は「黙ってじっと待っていても文書は引継がれない」という認識のうえに、永久保存文書の引継ぎ促進と正常な保存管理体系を早期に確立するために、公文書館が積極的に各局に働きかけ、指導を行う必要があるというものだが、この姿勢と問題意識は今日にも通ずるものであろう。

（3）東京府・市の永久保存文書を資史料と読み替えて公開

東京都公文書館の開設とともに、これまで都政史料館で保存し、行政文書として非公開扱いであった府・市時代の永久保存文書^{※20}が、歴史的資料と読み替えられて公開された。

昭和19年の文書疎開に先だって、不用として廃棄処分され、その後市史編纂室が「歴史資料」としてもらいうけて、独自に埼玉県騎西町へ疎開した「明治期東京府文書」は、すでに四谷分室時代の昭和26年に仮目録も刊行され、公開利用に供されていたが、従来非公開であった行政文書としての府・市文書も、今回あらたに歴史的資料として公開されることになったのである。

昭和44年（1969）7月10日には、東京都公文書館資史料閲覧貸出事務取扱要綱（総務局総務部長承認、44都公発第255号）が定められており、昭和46年度版の『東京都公文書館要覧』には、東京都公文書館の「資史料」として以下のようなものがあげてある。傍線筆者。

旧東京府文書 明治期	約15,000冊	*都政史料館時代から公開
府・市時代永久保存文書	約21,300冊	*今回あらたに公開
史料及び図書	約22,200冊	
江戸及び近郊地図、東京地図その他絵図類	約1,500点	
庁内刊行物	約29,000冊	
未整理史料及び図書	約11,000冊	
（昭和46年9月1日現在）		

これにともなって、上記資史料のうち、「旧東京府文書 明治期」と「府・市時代永久保存文書」に関する以下のような目録（簿冊目録）が刊行された。^{※21}

東京都公文書館蔵書目録①（明治元年～30年）	昭和49年3月
東京都公文書館蔵書目録②（明治31～45年）	昭和49年8月
東京都公文書館蔵書目録③（大正元～15年）	昭和50年11月
東京都公文書館蔵書目録④（昭和2～8年）	昭和51年11月
東京都公文書館蔵書目録⑤（昭和9～18年）	昭和53年3月

(4) 東京都文書のうち 30 年経過文書の公開

資史料閲覧のための取扱要綱と同日付で「東京都公文書館保存公文書公開基準」（総務局総務部長承認、44 都公発第 254 号）が定められ、公文書館が保存する公文書を職員以外の者の閲覧に供し又は謄写させるときの取扱い基準が示された。

しかし、この「基準」が実際に運用された形跡はなく、都文書についてはその後も内部の行政利用にのみ限定されていたとすることができる。東京都公文書館年報に「公文書及び資史料のうち、明治、大正、昭和戦前期（昭和 18 年以前）の文書については、閲覧させることになっている。なお、戦後の公文書については、行政利用のみ供している」^{※22}と書いてあるとおりの実情であった。「戦後の公文書」とは、正確には「昭和 18 年東京都成立後の公文書」の意味である。

公文書館が保存管理する昭和 18 年（1943）以降の都文書等が一般に公開されるようになったのは、昭和 60 年（1985）4 月 1 日、東京都公文書館処務規程の改正（東京都訓令第 18 号、即日施行）によって、作成又は取得後 30 年を経過した公文書の公開を開始することになってからである。処務規程第一条（掌理事項）を抄録すれば、以下のとおりである。

- 第一条 東京都公文書館（以下「館」という）は、都の公文書その他の記録（以下「公文書等」という。）を保存し、及び利用するため次の事務をつかさどる。
- 一 公文書等を収集し、整理し、及び保存すること。
 - 二 公文書等のマイクロフィルム化に関すること。
 - 三 都に関する修史事業を行うこと。
 - 四 公文書等を行政資料として都の行政機関の利用に供すること。
 - 五 公文書等（作成又は取得後三十年を経過しない公文書を除く。）を、学術研究、調査等の資料として閲覧に供すること。（傍線筆者）

また同日付で定められた「公文書等の閲覧に関する基準」（60 総総公第 1 号）によれば、閲覧に供する公文書を「都の公文書（東京府及び東京市の公文書を含む）で作成又は取得後 30 年を経過したもの」（第 2 条）と定義している。

30 年経過文書の公開は、同年同日施行された「東京都公文書の開示等に関する条例」の施行、つまり東京都の情報開示制度の開始に対応したものである。

導入された東京都の情報開示制度では、都の施設で特別の管理のもとに置かれている公文書については、開示の対象としないことを定めていた（第 14 条第 2 項）。特別の管理のもとに置かれている公文書とは、都立図書館等で閲覧又は貸出しの目的で管理されている公文書のことであり、これについては、開示条例によるのではなく、当該施設の管理規程の定めに従った閲覧等によることとしたのである。

このことについて、条例立案の主管局が出した公式の逐条解釈では「都立図書館等に収集、整理及び保存されている図書、資料類は、一般の閲覧に供することを目的として管理されているものであるから、当該施設の管理規程の定めに従った閲覧等によることとし、公文書の開示をしないこととしたものである。」（昭和 60 年 3 月 1 日、50 情推第 60 号「東京都公文書の開示等に関する条例の施行について」）と説明している。

条例が、「都の公文書館」の名をあげずに、なぜわざわざ「都立図書館等の施設」としたのか疑問が残るが^{※23}、それはさておき、東京都公文書館は、公文書開示システムの開始を契機に、「積極的に情報の公開を進めていく情報提供施策の一つとして」^{※24}、従来行政利

用にのみ限定されており、今回また特別の管理下にあるとして情報開示システムからも除外された都文書のうち、作成又は取得後30年を経過したものの公開を開始したのである。ただし、実際の公開は、目録整備、内容調査等の作業を経たあとの、平成6年（1994）4月1日以降であった。

おわりに

本稿は、東京都公文書館に勤務する職員を対象とした平成25年度職場研修会で使用したテキスト「東京都公文書館の歴史—すべては疎開からはじまった」に加筆訂正したものである。もともと公文書館業務にはじめて従事する職員の業務参考用としてまとめたもので、書庫を構成する3つの公文書群、すなわち東京府文書・東京市文書・東京都文書が、どのような経緯をへて東京都公文書館の管理下に入り、公開されるにいたったのかに重点をおいて書かれている。

ところで、東京府文書と東京市文書は、平成26年8月、国の重要文化財に指定された。国民共有の知的資源であるこれらの文書群が、太平洋戦争中の文書疎開から敗戦後の復帰、都政史料館から東京都公文書館の設置にいたる幾多の変遷をへて、多くの職員の手で守り伝えられてきたことが、本稿によって幾分なりとも理解されれば幸いである。

さて最後になったが、「東京都公文書館の歴史」というからには、長期（永久）保存文書の引継ぎ、有期限文書の選別、マイクロ（デジタル）化、目録整備、書庫管理、広報等、今日公文書館が直面するさまざまな重要問題も取り上げて、その沿革をふまえて将来にわたっての問題解決策について検討しなければならないことはいままでもないことである。温故知新。これら公文書館運営上のさまざまな問題にまで目配りした「公文書館の歴史」については、今後確実なるデータをもとにまとめられるであろうことを期待しつつ筆を擱くこととしたい。

※1 東京都組織規程第31条（本庁行政機関）に定める別表三の二、総務局の項に（一）東京都公文書館として所在地（世田谷区玉川一丁目二十番一号）と所掌事務（都の公文書類及び資史料の保存及び利用並びに都政史料の編さんに関する事務）の規定がある。

※2 東京府文書のうちには、数は少ないが郡役所文書が含まれている。郡役所文書とは、郡役所が作成又は取得した文書等をいう。郡役所は明治11年（1878）郡区町村編制法によって設置され、大正15年（1926）に廃止された。東京府管内には、荏原・豊多摩（明治29年南豊島と東多摩が合併）・北豊島・南足立・南葛飾・西多摩・南多摩・北多摩の8つの郡役所があったが、廃止と同時に各郡役所で保存管理していた郡役所文書は東京府庁に引き取られ、昭和13年（1938）、不用として廃棄処分された。現在当館にある郡役所文書は、その時の廃棄漏れであると考えられる。東京都公文書館蔵書目録2（東京府—大正・昭和）209—212p参照

東京市文書中には、編入町村役場文書を含む。昭和7年（1932）10月1日、東京市周辺の82町村を東京市に編入し、あらたにこの地域に20区を設置し、さらにまた昭和11年（1936）10月1日、北多摩郡砧・千歳両村を東京市に編入（世田谷区に所属）した。編入に際して、各町村役場が保存管理していた町村役場文書は、東京市に引き継がれ、「編入町村役場文書」という名称の文書群で一括保存管理されていた。その数1万冊余。その後、東京都の成立・太平洋戦争中の文書疎開等により廃棄処分されたものも多く、現存するものは数百冊に過ぎない。東京都公文書館蔵書目録3（東京市—明治～昭和）255—265p参照。

東京市文書にはまた区役所文書も含まれる。そのうち麹町区役所文書は、東京市史編纂室が編さん参考資料として、昭和の初期に収集したものとされている。大区小区制時代を含む明治期の麹町区役所文書で構成されている。その他の区役所文書の伝来については、不明。

- ※3 唯一の例外は、県と県内の市町村（ただし政令指定都市を除く）が合同して公文書館を建設している福岡合同公文書館である。
- ※4 東京都庁の誕生の経緯については、「東京都公文書館だより」第15号（2009年9月）所載「太平洋戦争中の文書疎開I」参照。
- ※5 以上、東京都編『都史資料集成』第12巻（東京都防衛局の二九二〇日）解説から引用。
- ※6 数字があわないが、原文書のままとする。
- ※7 残された記録によって焼失冊数に相違がある。要は何万冊焼いたのか、正確にはつかめなかったということであろう。ともかく大量の文書が焼失したことはたしかで、灰になった巨大な文書の塊が、炭火の熾き（おき）のような状態になって何日も火が消えなかったという。その一方で、四谷文庫と同文庫内にあつて再疎開待ちの文書群は、同日の空襲によって発生した猛火により延焼の危険にさらされたが、職員たちの懸命の防火活動によって奇跡的に焼失を免れたといわれている。
- ※8 昭和21年1月3日、連合国最高司令官総司令部参謀副官発3144号「日本政府ノ公用書類、綴込並ニ記録返還ニ関スル件」。
- ※9 市史編纂室の疎開先として水道局の管理する奥多摩地域が検討されたが、食料確保等に難点があるとして決定に至らなかったと川崎房五郎のメモにはある。
- ※10 『都史紀要27・東京都の修史事業』（東京都、昭和55年3月）参照。
- ※11 ちなみに都庁の文書課は、東京市役所の文書課がその業務を引き継いで成立したものである。
- ※12 『都政史料館事業概要』（都政史料館、昭和31年1月）。
- ※13 川崎房五郎「市から都へ・私の思いで」（雑誌「都政人」1982年10月号）。
- ※14 雑誌「都政人」1952年5月号。
- ※15 安井知事は、もともと内務官僚の出身である。彼は、長い官界生活の浮き沈みのなかで、何度か浪人生活を余儀なくされたが、そのうち2回は東京市に職を得て苦境を凌いでいる。最初は、昭和3年の衆議院議員選挙に官を辞して茨城県から立候補して落選した後、昭和4～6年（当人数え年で39～41歳のとき）、東京市に就職し、社会局長に就任している。2度目は、昭和16年、中央政界の政争（宇垣内閣流産事件）にまきこまれ、余儀なく新潟県知事を辞めて浪人したとき、当時の市長大久保留次郎の招きによって再び東京市に就職し、防衛局長のポストに就き、後に電気局長に転任している。『安井誠一郎伝』（安井誠一郎氏記念像建設委員会、昭和42年刊行）の巻末年譜には、社会局長時代のこととして、「賀川豊彦を最高顧問として方面事業をはじめ、さかんに社会事業に没頭。また馬島憊と共に産児制限運動の普及につとむ。最年少の局長として市役所内の人気絶大、とくに堀切の後任たる新市長永田秀次郎の信頼を受く。」とある。なにかと制約の多い官吏世界とちがって、基礎的自治団体である東京市で、市長の信頼も厚く、部下にも慕われて、ノビノビと自分の思うとおりに存分に仕事の腕がふるえたことは、知事にとって懐かしくも楽しい思い出であったにちがいない。
- ※16 私見だが、今日アーカイブスの世界では、原本の保存が大原則で、マイクロ撮影は、閲覧利用等による原本の劣化・破損等を防ぐことを目的として行われるのが普通である。書庫の狭隘化については、書庫の増設で対応するか、あるいは新館（分館）を建設する方式が主流となってきた（例えば、国立公文書館の筑波分館設置、さらには分館における書庫増設計画。アメリカ合衆国の国立公文書館NARAの新館建設など）。ちなみに、筆者が、その昔、某県公文書館を見学したとき、出来たばかりの文書庫は、まだ受け入れ文書も少なくガランとしていたが、案内してくれた職員が、建物の隣の空き地を指さして、「この書庫が満杯になったら、ここに新しい書庫を増設するのです」と説明してくれた。さらに、その先に広がる、砂丘の松林を示しながら、「それも満杯になったら、第三、第四書庫と、この松林を潰して新書庫を増設していくので、ほぼ永遠に書庫が満杯になるようなことはありません。アッハハハ」と高笑いをされたことを記憶している。当然のことながら、文書保存機関である公文書館は書庫が命（いのち）なのである。将来にわたって書庫スペースをどう確保していくかという、この単純明快な事実を抜きにした公文書館運営理論は、それがどのように精緻に構築されたものであっても、すべて机上の空論、砂上の楼閣にすぎない。

話を元にもどすが、マイクロ撮影技術は、資料の複製技術としては万全なものではなく、その用途はきわめて限定的である。その限界を考慮せず、やみくもに、マイクロ撮影後に原本を廃棄するというやり方は、将来に禍根を残す結果となるだろう。

- ※17 現在は、法ナンバーを付与すること等により、マイクロフィルムの法的認証力は認められている。
- ※18 東京百年史編集係は事業終了にともなう廃止。マイクロフィルム係は、合理化による業務の民間委託にともなう廃止である。
- ※19 昭和46年度版『東京都公文書館要覧』。
- ※20 明治・大正・昭和の東京府文書と東京市文書。図3参照。公文書館における請求番号が601～603、301～327の文書がこれに該当する。
- ※21 蔵書目録①には、601～603に配架してある明治元年から同45年までの府・市文書のデータが載せられていない。なお、平成12年3月には、新しい蔵書目録（簿冊目録）、『東京都公文書館蔵書目録』1～3が刊行されている。
- ※22 『東京都公文書館年報』第3号（昭和58年度）及び同第4号（昭和59年度）。
- ※23 現行「東京都情報公開条例」では、情報公開の対象とならない公文書として、第二条2の二に「都の公文書館その他東京都規則で定める都の機関等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究の資料として特別の管理がされているもの」があげてある。
- ※24 『東京都公文書館年報』、第17号、平成9年度、18p。

白石 弘之（しらいし ひろゆき）

- ・昭和50年、東京都入都
- ・昭和51年より東京都公文書館へ異動し、『東京市史稿（市街篇）』『都史資料集成』など東京都公文書館刊行物の編さんに従事する。
- ・平成20年3月に東京都を退職した後も、再任用、再雇用、非常勤として平成26年3月まで『都史資料集成』『都史資料集成Ⅱ』を中心に編さんに携わった。
- ・東京都公文書館研究紀要第三号（平成13年3月）「書庫の不思議—太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について」など東京都公文書館の歴史に関する論考がある。